10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をヨルダン・ハシェミット王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年三月十七日にアンマンで

在ヨルダン・ハシェミット王国
日本国臨時代理大使　馬越正之

ヨルダン・ハシェミット王国
計画・国際協力大臣
イブラヒム・サイフ閣下

（ヨルダン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をヨルダン・ハシェミット王国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十四年三月十七日にアンマンで

ヨルダン・ハシェミット王国
計画・国際協力大臣
イブラヒム・サイフ

在ヨルダン・ハシェミット王国
日本国臨時代理大使　馬越正之殿

**○厚生労働省告示第二百五号**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月三日

厚生労働大臣　田村　憲久

「北マリアナ諸島」を「オーストラリア　北マリアナ諸島」に、「モロッコ　リビア」を「モロッコ」に改める。

**○農林水産省告示第五百号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県糸魚川市大字釜沢字棚畑二八六の三、二八七から二八九まで、二九〇の一、二九〇の二、二九〇の四、二九一の一、二九一の三、三〇二から三〇八まで、三〇九の一、三一〇の一、三一二の一、三一三の一、三一四の一、三一五の一、三一六、三一七の一、三一八の一、三一九の一、大字田中字原山六七三の一、六七五、六七七、六七八の一から六七八の三まで、六七九の一、六七九の三、六八〇から六八二まで、六八二の一、六八二の三、六八二の丑、六八三の一、六八四、六八四の一、六八四の二、六八五から六八八まで、七〇一の一、一七八七の一、一七八七の子、一七八八、一七八九、一七九〇の一から一七九〇の五まで、一七九〇の七、一七九〇の子、一八九の五、一八九〇の三、字小原木一七九一の辰、大字道平字清水田一三八一、一三八二の一、一三八二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字小深字蛭坂八三五の一、八八〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蛭坂八三五の一・八八〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町片平字井戸沢一三〇五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸沢一三〇五の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬郡つるぎ町貞光字宅熊三八八の二から三八八の五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

**○農林水産省告示第五百四号**

次の地すべり防止区域の地すべり防止工事が完了したので、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省・建設省令第一号）第七条第二項の規定により告示する。

平成二十六年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　工事の区域

新潟県市ノ沢地すべり防止区域（昭和五十五年七月八日農林水産省告示第千五十号による指定）

新潟県上鍛池地すべり防止区域（昭和六十年四月二十五日農林水産省告示第五百八十四号による指定）

二　工事完了の日

平成二十六年三月十一日

**○農林水産省告示第五百五号**

次の地すべり防止区域の地すべり防止工事が完了したので、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省・建設省令第一号）第七条第二項の規定により告示する。

平成二十六年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　工事の区域

新潟県貫地すべり防止区域（平成十七年三月三十一日農林水産省告示第六百四十八号による指定）

新潟県妙見地すべり防止区域（平成十七年十二月十九日農林水産省告示第千九百四十六号による指定）

二　工事完了の日

平成二十六年三月十一日